

安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例

(安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部改正)

第 1 条 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例(平成 16 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条から第 9 条まで (略) (利用料金等) 第 10 条 指定管理者の管理する基幹集会所の利用者は、別表第 2 に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき消費税	第 1 条から第 9 条まで (略) (利用料金等) 第 10 条 指定管理者の管理する基幹集会所の利用者は、別表第 2 に定める施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)

<p>が課される額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づく地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。)を加えた額(当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)の範囲内で、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定める<u>当該施設の利用に係る料金</u>(以下「<u>利用料金</u>」という。)を利用許可を受けた際、直ちに納付しなければならない。</p>	<p>_____の範囲内で、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定める額 _____を利用許可を受けた際、直ちに納付しなければならない。</p>
<p>2 及び 3 (略)</p>	<p>2 及び 3 (略)</p>
<p>4 前 3 項の規定にかかわらず、市の管理する基幹集会所の利用者は、別表第 2 に定める額の使用料に<u>消費税等相当額を加えた額</u>(当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を利用許可を受けた際、直ちに納付しなければならない。</p>	<p>4 前 3 項の規定にかかわらず、市の管理する基幹集会所の利用者は、別表第 2 に定める額の使用料 _____を利用許可を受けた際、直ちに納付しなければならない。</p>
<p>(減免) 第 11 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用料金</u>(市長の管理する基幹集会所においては使用料。以下「<u>利用料金等</u>」という。)を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(減免) 第 11 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用料金</u>(市長の管理する基幹集会所においては使用料。以下「<u>利用料等</u>」という。)を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(1) 及び (2) (略)</p>	<p>(1) 及び (2) (略)</p>
<p>第 12 条 及び 第 13 条 (略)</p>	<p>第 12 条 及び 第 13 条 (略)</p>
<p>(指定管理者が行う業務)</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p>
<p>第 14 条 指定管理者は、当該指定を受けた基幹集会所(以下「<u>指定管理施設</u>」という。)において、次に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p>第 14 条 指定管理者は、当該指定を受けた基幹集会所(以下「<u>指定管理施設</u>」という。)において、次に掲げる業務を行うものとする。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) <u>利用料金等</u>の徴収に関する業務</p>	<p>(2) <u>利用料金</u>の徴収に関する業務</p>
<p>(3) 及び (4) (略)</p>	<p>(3) 及び (4) (略)</p>
<p>第 15 条 及び 第 16 条 (略)</p>	<p>第 15 条 及び 第 16 条 (略)</p>
<p>別表第 1 (略)</p>	<p>別表第 1 (略)</p>

別表第2(第10条関係)

〔1時間当たり〕

施設名称	部屋名	利用料金等
郷野地区コミュニティ集会所	和室	940円
	洋室	940円
	調理室	940円
丹比西コミュニティ集会所	和室	400円
	大広間	940円
	会議室	400円
	ステージ	400円
	調理室	400円
吉田生活改善センター	和室	940円
	調理室	940円
	ステージ	940円
	ホール	1,620円
可愛振興センター	会議室	940円
	調理室	940円
	集会室A	940円
	集会室B	940円
	和室	940円
	シャワー室	400円
上根集会所	1階和室	940円
	調理室	940円
	ホール	940円
	2階会議室	940円
下根集会所	和室	940円
	調理室	400円
	会議室	940円
日韓友好親善刈田地域まちづくりセンタ	和室	940円
	調理室	940円
	大研修室	940円

別表第2(第9条関係)

利用料金の上限額

施設名	部屋名	利用料金等(円/時間)
郷野地区コミュニティ集会所	和室	700
	洋室	700
	調理室	700
丹比西コミュニティ集会所	和室	300
	大広間	700
	会議室	300
	ステージ	300
	調理室	300
吉田生活改善センター	和室	700
	調理室	700
	ステージ	700
	ホール	1,200
可愛振興センター	会議室	700
	調理室	700
	集会室A	700
	集会室B	700
	和室	700
	シャワー室	300
上根集会所	1階和室	700
	調理室	700
	ホール	700
	2階会議室	700
下根集会所	和室	700
	調理室	300
	会議室	700
日韓友好親善刈田地域まちづくりセンタ	和室	700
	調理室	700
	大研修室	700

一	小研修室(ステージ側)	940 円	一	小研修室(ステージ側)	700
	会議室	400 円		会議室	300
	ステージ	400 円		ステージ	300
八千代基幹集 落センター	和室	400 円	八千代基幹集 落センター	和室	300
	小会議室	940 円		小会議室	700
	大研修室	1,620 円		大研修室	1,200
	調理室	400 円		調理室	300
	2階農業経営技術研修室	940 円		2階農業経営技術研修室	700
	2階生活改善実習室・総会議室	940 円		2階生活改善実習室・総会議室	700
横田地域活動 拠点施設	和室 A	940 円	横田地域活動 拠点施設	和室 A	700
	和室 B	400 円		和室 B	300
	和室 C	400 円		和室 C	300
	ステージ	400 円		ステージ	300
	調理室	940 円		調理室	700
	屋根付き広場・舞台	1,620 円		屋根付き広場・舞台	1,200
	屋根付き広場・広場(照明未使用)	200 円		屋根付き広場・広場(照明未使用)	150
	屋根付き広場・広場(照明使用)	880 円		屋根付き広場・広場(照明使用)	650
	グラウンド	200 円		グラウンド	150
本郷地域活動 拠点施設	多目的室	1,620 円	本郷地域活動 拠点施設	多目的室	1,200
	舞台	940 円		舞台	700
	グラウンド	200 円		グラウンド	150
北地域活動拠 点施設	和室	400 円	北地域活動拠 点施設	和室	300
	調理室	400 円		調理室	300
	多目的室	940 円		多目的室	700
	舞台	940 円		舞台	700
	屋根付き広場・広場(照明未使用)	200 円		屋根付き広場・広場(照明未使用)	150
	屋根付き広場・広場(照明使用)	880 円		屋根付き広場・広場(照明使用)	650
生桑地域活動 拠点施設	多目的室	1,620 円	生桑地域活動 拠点施設	多目的室	1,200
	サテライト室	940 円		サテライト室	700
	屋根付き広場・舞台	1,620 円		屋根付き広場・舞台	1,200

	屋根付き広場・広場(照明未使用)	200 円		屋根付き広場・広場(照明未使用)	150
	屋根付き広場・広場(照明使用)	880 円		屋根付き広場・広場(照明使用)	650
羽佐竹コミュニティホーム	和室	400 円	羽佐竹コミュニティホーム	和室	300
	炊事場	940 円		炊事場	700
	広間	940 円		広間	700
	舞台	940 円		舞台	700
来原コミュニティセンター	調理実習室	940 円	来原コミュニティセンター	調理実習室	700
	小会議室	940 円		小会議室	700
	会議室	940 円		会議室	700
	多目的ホール	2,720 円		多目的ホール	2,000
	和室	400 円		和室	300
	2 階会議室	940 円		2 階会議室	700
	2 階和室 A(階段側)	400 円		2 階和室 A(階段側)	300
2 階和室 B	400 円	2 階和室 B	300		
来女木公民館	和室	400 円	来女木公民館	和室	300
	会議室	400 円		会議室	300
	舞台	940 円		舞台	700
	体育館・片面(照明未使用)	130 円		体育館・片面(照明未使用)	100
	体育館・片面(照明使用)	400 円		体育館・片面(照明使用)	300
	体育館・全面(照明未使用)	200 円		体育館・全面(照明未使用)	150
	体育館・全面(照明使用)	600 円		体育館・全面(照明使用)	450
上佐コミュニティセンター	和室	940 円	上佐コミュニティセンター	和室	700
	集会室	1,620 円		集会室	1,200
	ステージ	400 円		ステージ	300
下佐コミュニティセンター	和室 A	400 円	下佐コミュニティセンター	和室 A	300
	和室 B(調理室側)	400 円		和室 B(調理室側)	300
	調理室	940 円		調理室	700
	ホール	2,720 円		ホール	2,000
	ステージ	940 円		ステージ	700
	グラウンド(照明未使用)	200 円		グラウンド(照明未使用)	150
	グラウンド(照明使用)	880 円		グラウンド(照明使用)	650

船木ゆめ広場	大広間	940 円	船木ゆめ広場	大広間	700
	調理室	940 円		調理室	700
	ホール	940 円		ホール	700
	会議室	400 円		会議室	300
	工作室	940 円		工作室	700
	体育館・片面(照明未使用)	130 円		体育館・片面(照明未使用)	100
	体育館・片面(照明使用)	400 円		体育館・片面(照明使用)	300
	体育館・全面(照明未使用)	200 円		体育館・全面(照明未使用)	150
	体育館・全面(照明使用)	600 円		体育館・全面(照明使用)	450
	グラウンド(照明未使用)	200 円		グラウンド(照明未使用)	150
	グラウンド(照明使用)	880 円		グラウンド(照明使用)	650
房後ふれあいセンター	和室 1(東雲)	400 円	房後ふれあいセンター	和室 1(東雲)	300
	和室 2(宍戸)	940 円		和室 2(宍戸)	700
	石田山ホール	1,620 円		石田山ホール	1,200
	調理室	940 円		調理室	700
高宮川根生活改善センター	山ゆり	400 円	高宮川根生活改善センター	山ゆり	300
	あゆ	400 円		あゆ	300
	ほたる	940 円		ほたる	700
	こぶし	1,620 円		こぶし	1,200
面山集会所	広間	940 円	面山集会所	広間	700
小原中央集会所	和室	400 円	小原中央集会所	和室	300
	厨房室	940 円		厨房室	700
	多目的ホール	940 円		多目的ホール	700
	大ホール	1,620 円		大ホール	1,200
深瀬コミュニティ会館	和室	940 円	深瀬コミュニティ会館	和室	700
	調理室	400 円		調理室	300
	ホール	940 円		ホール	700
甲立地域交流センター	会議室	940 円	甲立地域交流センター	会議室	700
	調理室	400 円		調理室	300
中長田集会所	大広間	940 円	中長田集会所	大広間	700
	炊事場	400 円		炊事場	300

	和室	400 円
	グラウンド	200 円
有留地区多目的集会所	和室小	400 円
	調理室	400 円
	集会室	940 円
上長田地区多目的集会所	大広間	940 円
	調理室	400 円
	和室	400 円
寺山地区多目的集会所	和室	400 円
	大広間	940 円
	調理室	400 円
	グラウンド	200 円
向原戸島地区生活改善センター	大広間	940 円
	調理室	400 円
	和室	400 円
	グラウンド	200 円
向原坂地区生活改善センター	大広間	940 円
	調理室	400 円
	和室小	400 円
向原保垣地区生活改善センター	大広間	940 円
	調理室	400 円
	和室	400 円
	グラウンド	200 円
ふれあいプラザ向原	研修室(和室)	400 円
	研修室(洋室)	400 円
	調理室	940 円
	多目的集会室(和室)	940 円
	機能訓練室(洋室)	940 円

備考

- 1 _____冷暖房使用料は利用料金等に含まれるものとする。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

	和室	300
	グラウンド	150
有留地区多目的集会所	和室小	300
	調理室	300
	集会室	700
上長田地区多目的集会所	大広間	700
	調理室	300
	和室	300
寺山地区多目的集会所	和室	300
	大広間	700
	調理室	300
	グラウンド	150
向原戸島地区生活改善センター	大広間	700
	調理室	300
	和室	300
	グラウンド	150
向原坂地区生活改善センター	大広間	700
	調理室	300
	和室小	300
向原保垣地区生活改善センター	大広間	700
	調理室	300
	和室	300
	グラウンド	150
ふれあいプラザ向原	研修室(和室)	300
	研修室(洋室)	300
	調理室	700
	多目的集会室(和室)	700
	機能訓練室(洋室)	700

備考

- 1 ただし、冷暖房使用料は施設利用料に含まれるものとする。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

<p>3 市民(安芸高田市に住居し、住民基本台帳に記録される者又は本市に事務所を有する法人をいう。以下同じ。)以外の者が利用するときは、この表に定める額の3倍の額とする。</p> <p>4 利用者が営利、物品販売、商業宣伝その他これに類する目的に利用するときの利用料金等は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、利用者が市民以外の場合は、この表に定める額の5倍の額とする。</p>	<p>3 市民(安芸高田市に住居し、住民基本台帳に記録される者又は本市に事務所を有する法人をいう。以下同じ。)以外の者が利用するときは、この表に定める額の3倍の額とする。</p> <p>4 利用者が営利、物品販売、商業宣伝その他これに類する目的に利用するときの利用金等は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、利用者が市民以外の場合は、この表に定める額の5倍の額とする。</p>
--	--

(安芸高田市立学校施設使用料条例の一部改正)

第2条 安芸高田市立学校施設使用料条例(平成16年条例第181号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第3条 開放施設を使用しようとするもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を前納しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条及び第5条 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第3条 開放施設を使用しようとするもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料_____を前納しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条及び第5条 (略)</p>

別表(第2条、第3条関係)

(1) 教室及びその他の施設

面積区分	単位	施設使用料
30 m ² 以下	1 時間当たり	400 円
30 m ² を超え 100 m ² 以下		940 円
100 m ² を超え 200 m ² 以下		1,620 円
200 m ² を超え 1,000 m ² 以下		2,720 円
1,000 m ² を超える		5,440 円

(2) 小中学校屋外運動場

面積区分	単位	施設使用料	照明設備使用料
10,000 m ² 以下	1 時間当たり	200 円	680 円
10,000 m ² を超える		340 円	1,360 円

(3) 小中学校屋内運動場(柔剣道場を含む)

使用区分	単位	アリーナ使用料	照明設備使用料
半面	1 時間当たり	200 円	400 円
全面		400 円	680 円

備考 1 時間に満たない時間は、1 時間とする。

別表(第2条、第3条関係)

(1) 教室及びその他の施設

面積区分	単位	施設使用料
~30 m ²	1 時間当たり	300 円
31~100 m ²		700 円
101~200 m ²		1,200 円
201~1,000 m ²		2,000 円
1,001 m ² ~		4,000 円

(2) 小中学校屋外運動場

面積区分	単位	施設使用料	照明設備使用料
10,000 m ² 以下	1 時間当たり	150 円	500 円
10,001 m ² 以上		250 円	1,000 円

(3) 小中学校屋内運動場(柔剣道場を含む)

使用区分	単位	アリーナ使用料	照明設備使用料
半面	1 時間当たり	150 円	300 円
全面		300 円	500 円

備考 1 時間に満たない時間は、1 時間とする。

(安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部改正)

第3条 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例(平成16年条例第197号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)

別表第 1 及び別表第 2 (略)

別表第 3(第 10 条関係)

- (1) グラウンド
1 時間当り

施設名	グラウンド利用料金	照明設備利用料金
(略)		
安芸高田市高宮ハーモニー広場	150 円	150 円
(略)		

1 から 3 まで (略)

- (2) 体育館
(表は省略)
- (3) テニスコート
(表は省略)
- (4) 附属施設
(表は省略)

別表第 1 及び別表第 2 (略)

別表第 3(第 10 条関係)

- (1) グラウンド
1 時間当り

施設名	グラウンド利用料金	照明設備利用料金
(略)		
安芸高田市高宮ハーモニー広場	(ゲートボールコート 1 面につき) 50 円	150 円
(略)		

1 から 3 まで (略)

- (2) 体育館
(表は省略)
- (3) テニスコート
(表は省略)
- (4) 附属施設
(表は省略)

(安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部改正)

第 4 条 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

本則 (略)

別表第1(第2条関係)

(1) グラウンド

(表は省略)

(2) 体育館

名称	位置	管理を行う者
旧郷野小学校体育館	安芸高田市吉田町桂 234 番地	市長
旧川根小学校体育館	安芸高田市高宮町川根 1920 番地	市長
旧来原小学校体育館	安芸高田市高宮町原田 3375 番地	市長
旧小田小学校体育館	安芸高田市甲田町上小原 12017 番地	市長

(3) 附属施設

(表は省略)

別表第2(第3条関係)

(1) グラウンド

(表は省略)

(2) 体育館

名称	休日
旧郷野小学校体育館	(1) 毎週月曜日(月曜日が国民の休日に当たる場合にはその翌日)
旧川根小学校体育館	
旧来原小学校体育館	(2) 12月29日から翌年の1月3日まで
旧小田小学校体育館	

(3) 附属施設

(表は省略)

別表第3 (略)

本則 (略)

別表第1(第2条関係)

(1) グラウンド

(表は省略)

(2) 体育館

名称	位置	管理を行う者
旧小田小学校体育館	安芸高田市甲田町上小原 12017 番地	市長
旧郷野小学校体育館	安芸高田市吉田町桂 234	市長
旧来原小学校体育館	安芸高田市高宮町原田 3375 番地	市長

(3) 附属施設

(表は省略)

別表第2(第3条関係)

(1) グラウンド

(表は省略)

(2) 体育館

名称	休日
旧小田小学校体育館	(1) 毎週月曜日(月曜日が国民の休日に当たる場合にはその翌日)
旧郷野小学校体育館	
旧来原小学校体育館	(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(3) 附属施設

(表は省略)

別表第3 (略)

(安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部改正)

第 5 条 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条から第 9 条まで (略)	第 1 条から第 9 条まで (略)
(利用料金)	(利用料金)
第 10 条 体育施設を利用する者は、別表第 3 に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づく地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。)を加えた額(当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。	第 10 条 体育施設を利用する者は、別表第 3 に定める額_____の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。
2 から 4 まで (略)	2 から 4 まで (略)
第 11 条から第 19 条まで (略)	第 11 条から第 19 条まで (略)
別表第 1 及び別表第 2 (略)	別表第 1 及び別表第 2 (略)
別表第 3(第 10 条関係)	別表第 3(第 10 条関係)
(1) <u>グラウンド</u> 1 時間 <u>当たり</u>	(1) <u>グラウンド</u> 1 時間 <u>当り</u>

施設名称	金額	
	グラウンド	照明設備
旧郷野小学校グラウンド	200 円	—
安芸高田市八千代中央グラウンド	340 円	1,360 円
安芸高田市美土里総合運動公園	340 円	1,360 円
安芸高田市高宮川根コミュニティ広場	200 円	680 円
安芸高田市高宮ハーモニー広場	200 円	680 円
旧来原小学校グラウンド	200 円	680 円
安芸高田市甲田高田原スポーツ広場	200 円	680 円
安芸高田市甲田小原多目的広場	200 円	680 円
安芸高田市甲田甲立多目的広場	340 円	1,360 円
安芸高田市向原運動広場	340 円	—

- 1 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 2 市民以外の者が使用する場合は、照明設備を除き、利用料金は2倍の額とする。
- 3 市民とは、利用者又は利用代表者が市内在住又は在勤者とし、その他は市民以外の者とする。

(2) 体育館

施設名称	区分	単位	金額
アリーナ	半面	1時間当たり	200 円
	全面		400 円
	営利		40,900 円
照明設備	半面		400 円
	全面		680 円

- 1 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 2 市民以外の者が使用する場合は、照明設備を除き、利用料金は2倍の額とする。
- 3 市民とは、利用者又は利用代表者が市内在住又は在勤者とし、その他は市民以外の者とする。

施設名	グラウンド 利用料金	照明設備 利用料金
旧郷野小学校グラウンド	150 円	—
安芸高田市八千代中央グラウンド	250 円	1,000 円
安芸高田市美土里総合運動公園	250 円	1,000 円
安芸高田市高宮川根コミュニティ広場	150 円	500 円
安芸高田市高宮ハーモニー広場	150 円	150 円
旧来原小学校グラウンド	150 円	500 円
安芸高田市甲田高田原スポーツ広場	150 円	500 円
安芸高田市甲田小原多目的広場	150 円	500 円
安芸高田市甲田甲立多目的広場	250 円	1,000 円
安芸高田市向原運動広場	250 円	—

- 1 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 2 市民以外の者が使用する場合は、照明料及び冷暖房施設利用料金を除き、利用料金は2倍の額とする。
- 3 市民とは、利用者又は利用代表者が市内在住又は在勤者とし、その他は市民以外の者とする。

(2) 体育館

施設名	使用区分	単位	利用料金
アリーナ	半面	1時間当たり	150 円
	全面		300 円
	営利		30,000 円
照明施設	半面		300 円
	全面		500 円

- 1 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 2 市民以外の者が使用する場合は、照明施設を除き、利用料金は2倍の額とする。
- 3 市民とは、利用者又は利用代表者が市内在住又は在勤者とし、その他は市民以外の者とする。

(3) テニスコート

施設名称	区分	単位	金額
安芸高田市八千代中央グ ラウンドテニスコート	テニスコート	1面 1時間当たり	200円
	照明設備		680円

- 1 時間に満たない時間は、1時間とする。
- 2 市民以外の者が使用する場合は、照明設備を除き、利用料金は2倍の額とする。
- 3 市民とは、利用者又は利用代表者が市内在住又は在勤者とし、その他は市民以外の者とする。

(4) 附属施設

1時間当たり

施設名称	区分	金額
安芸高田市美土里総合 運動公園附属施設	事務室	400円
	学習室	400円
	活動室	940円
	クラブハウス	400円

1から3まで (略)

(3) テニスコート

1時間当たり

施設名	区分	金額
安芸高田市八千代中央グ ラウンドテニスコート	利用料金	100円
	照明設備利用料金	200円

- 1 時間に満たない時間は、1時間とする。
- 2 市民以外の者が使用する場合は、照明料及び冷暖房施設利用料金を除き、利用料金は2倍の額とする。
- 3 市民とは、利用者又は利用代表者が市内在住又は在勤者とし、その他は市民以外の者とする。

(4) 附属施設

1時間当たり

施設名	区分	金額
安芸高田市美土里総合 運動公園附属施設	事務室利用料金	300円
	学習室利用料金	300円
	活動室利用料金	700円
	クラブハウス利用料金	300円

1から3まで (略)

(安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部改正)

第6条 安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例(平成16年条例第200号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条から第11条まで (略)	第1条から第11条まで (略)

(利用料金)

第12条 運動公園を利用する者は、別表に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2及び3 (略)

第13条から第21条まで (略)

別表(第12条関係)

1 体育館

施設名称	区分	単位	金額
アリーナ	1/4	1時間当たり	200円
	1/2		400円
	全面		680円
	営利		40,900円
照明設備	1/4		270円
	1/2		400円
	全面		680円

2 グラウンド

施設名称	区分	単位	金額
グラウンド	一般	1時間当たり	340円
	営利		13,630円
照明設備			1,360円

3 テニスコート

施設名称	区分	単位	金額
------	----	----	----

(利用料金)

第12条 運動公園を利用する者は、別表に定める額

の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2及び3 (略)

第13条から第21条まで (略)

別表(第12条関係)

1 体育館使用

施設名	使用区分	単位	利用料金
アリーナ	1/4	1時間につき	150円
	1/2		300円
	全面		500円
	営利		30,000円
照明施設	1/4		200円
	1/2		300円
	全面		500円

2 グラウンド使用

施設名	使用区分	単位	利用料金
グラウンド	一般	1時間につき	250円
	営利		10,000円
照明施設			1,000円

3 テニスコート使用

施設名	使用区分	単位	利用料金
-----	------	----	------

テニスコート	一般	1面 1時間当 たり	200円
	営利		13,630円
照明設備			680円

4 その他の施設等

施設等名称・区分	単位	金額
調理室	一般	940円
	営利	6,810円
談話室	一般	
	営利	
会議室	一般	
	営利	
創作室	一般	
	営利	
陶芸室	一般	
	営利	
エアロビクス室	一般	1,620円
	営利	6,810円
野外ステージ	一般	228円
	営利	6,810円
ゲートボールコート		200円
窯室		940円
陶芸窯		273円
冷暖房施設		273円
シャワールーム	1人1回当たり	91円
トレーニング器械		91円

備考

- 1 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 2 市民以外が使用する場合は、照明設備及び冷暖房施設を除き利用料金は2倍とする。
- 3 市民とは、利用代表者が市内在住者又は在勤者とする。

テニスコート	一般	1面 1時間 につき	250円
	営利		10,000円
照明施設			500円

4 その他の施設等の使用

施設等名・使用区分	単位	利用料金
調理室	一般	1時間につき 700円
	営利	5,000円
談話室	一般	
	営利	
会議室	一般	
	営利	
創作室	一般	
	営利	
陶芸室	一般	
	営利	
エアロビクス室	一般	1,200円
	営利	5,000円
野外ステージ	一般	250円
	営利	5,000円
ゲートボールコート		250円
窯室		700円
陶芸窯		300円
冷暖房施設		300円
シャワールーム	1人1回につき	100円
トレーニング器械		100円

備考

- 1 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 2 市民以外が使用する場合は、照明設備利用料金及び冷暖房施設利用料金を除く利用料金は2倍とする。
- 3 市民とは、利用代表者が市内在住者又は在勤者とする。

(安芸高田市 B&G 海洋センター設置及び管理条例の一部改正)

第7条 安芸高田市 B&G 海洋センター設置及び管理条例(平成16年条例第202号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前						
本則 (略) 別表第 1 (略) 別表第 2(第 11 条関係) (1) アリーナ利用料金 <div style="text-align: right;">(表は省略)</div> (2) <u>研修室</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名称</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>1 時間当たり</td> <td style="text-align: right;">700 円</td> </tr> </tbody> </table> 1 <u>1 時間に満たない時間は、1 時間とする。</u> 2 <u>市民以外の者が使用する場合は、利用料金は 2 倍の額とする。</u> 3 <u>市民とは、利用者又は利用代表者が市内在住又は在勤者とし、その他は市民以外の者とする。</u> (3) <u>プール利用料金</u> <div style="text-align: right;">(表は省略)</div>	施設名称	単位	金額	研修室	1 時間当たり	700 円	本則 (略) 別表第 1 (略) 別表第 2(第 11 条関係) (1) アリーナ利用料金 <div style="text-align: right;">(表は省略)</div> (2) <u>プール利用料金</u> <div style="text-align: right;">(表は省略)</div>
施設名称	単位	金額					
研修室	1 時間当たり	700 円					

(安芸高田市 B&G 海洋センター設置及び管理条例の一部改正)

第 8 条 安芸高田市 B&G 海洋センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																												
<p>第1条から第10条まで (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第11条 海洋センターを利用する者は、別表第2に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第12条から第19条まで (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2(第11条関係)</p> <p>(1) アリーナ _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名称</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">アリーナ</td> <td>半面</td> <td rowspan="4">1時間当たり</td> <td style="text-align: right;">130円</td> </tr> <tr> <td>1面</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>2面</td> <td style="text-align: right;">400円</td> </tr> <tr> <td>営利</td> <td style="text-align: right;">40,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">照明設備</td> <td>半面</td> <td rowspan="3"></td> <td style="text-align: right;">270円</td> </tr> <tr> <td>1面</td> <td style="text-align: right;">400円</td> </tr> <tr> <td>2面</td> <td style="text-align: right;">680円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 1時間に満たない時間は、1時間とする。</p> <p>2 市民以外の者が使用する場合は、<u>照明設備</u> 利用料金を</p>	施設名称	区分	単位	金額	アリーナ	半面	1時間当たり	130円	1面	200円	2面	400円	営利	40,900円	照明設備	半面		270円	1面	400円	2面	680円	<p>第1条から第10条まで (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第11条 海洋センターを利用する者は、別表第2に定める額 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第12条から第19条まで (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2(第11条関係)</p> <p>(1) アリーナ利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">使用区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">アリーナ</td> <td>半面</td> <td rowspan="4">1時間当たり</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> <tr> <td>1面</td> <td style="text-align: right;">150円</td> </tr> <tr> <td>2面</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>営利</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">照明設備</td> <td>半面</td> <td rowspan="3"></td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>1面</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>2面</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 市民以外の者が使用する場合は、<u>照明料及び冷暖房施設利用料金</u>を</p>	施設名	使用区分	単位	利用料金	アリーナ	半面	1時間当たり	100円	1面	150円	2面	300円	営利	30,000円	照明設備	半面		200円	1面	300円	2面	500円
施設名称	区分	単位	金額																																										
アリーナ	半面	1時間当たり	130円																																										
	1面		200円																																										
	2面		400円																																										
	営利		40,900円																																										
照明設備	半面		270円																																										
	1面		400円																																										
	2面		680円																																										
施設名	使用区分	単位	利用料金																																										
アリーナ	半面	1時間当たり	100円																																										
	1面		150円																																										
	2面		300円																																										
	営利		30,000円																																										
照明設備	半面		200円																																										
	1面		300円																																										
	2面		500円																																										

除き、利用料金は2倍の額とする。

- 3 市民とは、利用者又は利用代表者が市内在住又は在勤者とし、その他は市民以外の者とする。

(2) 研修室

施設名称	単位	金額
研修室	1時間当たり	940円

1 から3まで (略)

(3) プール

区分		単位	金額
団体	小学生、中学生、高校生	1時間当たり	無料 (455円)
	大学生、一般		455円 (919円)
個人	小学生、中学生、高校生		無料 (46円)
	大学生、一般		46円 (91円)

1 1時間に満たない時間は、1時間とする。

2 団体とは、10名以上のグループで使用する場合をいう。

3 ()内は市民以外の者の利用に適用する。

4 市民とは、利用者又は利用代表者が市内在住又は在勤者とし、その他は市民以外の者とする。

除き、利用料金は2倍の額とする。

- 2 市民とは、利用者又は利用代表者が市内在住又は在勤者とし、その他は市民以外の者とする。

(2) 研修室

施設名称	単位	金額
研修室	1時間当たり	700円

1 から3まで (略)

(3) プール利用料金

		使用時間	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00
使用区分					
団体	小学生、中学生、高校生		無料 (2,000円)	無料 (2,000円)	無料 (2,000円)
	大学生、一般		2,000円 (4,000円)	2,000円 (4,000円)	2,000円 (4,000円)
個人	小学生、中学生、高校生		無料 (200円)	無料 (200円)	無料 (200円)
	大学生、一般		200円 (400円)	200円 (400円)	200円 (400円)

1 団体とは、10名以上のグループで使用する場合をいう。

2 ()内は市民以外の者の利用に適用する。

3 市民とは、利用者又は利用代表者が市内在住又は在勤者とし、その他は市民以外の者とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条及び第7条の規定 公布の日

(2) 第4条の規定 令和6年4月1日

(安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に課す使用料等（使用料又は利用料金をいう。以下同じ。）について適用し、施行日の前日までの課した、又は課すべきであった使用料等については、なお従前の例による。

(安芸高田市立学校施設使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の安芸高田市立学校施設使用料条例の規定は、この条例の施行日以後に課す使用料等について適用し、施行日の前日までの課した、又は課すべきであった使用料等については、なお従前の例による。

(安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条から第5条までの規定による改正後の安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の規定は、この条例の施行日以後に課す使用料等について適用し、施行日の前日までの課した、又は課すべきであった使用料等については、なお従前の例による。

(安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第6条の規定による改正後の安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の規定は、この条例の施行日以後に課す使用料等について適用し、施行日の前日までの課した、又は課すべきであった使用料等については、なお従前の例による。

(安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第7条及び第8条の規定による改正後の安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例の規定は、この条例の施行日以後に課す使用料等について適用し、施行日の前日までの課した、又は課すべきであった使用料等については、なお従前の例による。